

## 和歌山工業高等専門学校教職員表彰規則

制 定 平成31年2月27日  
最近改正 令和 5年11月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第43条第二号及び第三号の規定により、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、教育、研究、学生指導及び社会貢献等に関して、特に顕著な功績を挙げた者、又は業務改善、教育支援業務・研究支援業務・学生支援業務等において特に高く評価できる成果が認められる教職員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者及び表彰基準)

第2条 表彰は、本校の教職員（校長を除く。）で、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者
- 二 機構の名誉を向上させるに足る業績を上げた者
- 三 機構の運営に関し、特に功労のあった者
- 四 災害又は事故の際、特別の功労があった者
- 五 業務上の犯罪を未然に防ぎ、又は犯罪者の逮捕を容易にさせ、あるいはこれを逮捕する等その功労が顕著であった者
- 六 その他特に他の教職員の模範として推奨すべき実績があった者
  - ① 教育発表会での発表者で実績があった者
  - ② 教育方法の改善等で顕著な業績を上げた者
  - ③ 学位を取得し実績があった者
  - ④ 学会発表や論文発表で本校の名声を高めた者
  - ⑤ 課外活動等学生指導で顕著な業績を上げた者
  - ⑥ 研究面などで地域に貢献し、顕著な業績を上げた者
  - ⑦ 校務に顕著な貢献があった者
  - ⑧ その他顕著な貢献及び業績を上げたと認められる者

(表彰候補者募集)

第3条 表彰候補者は、一定の期間を設けて公募を行い、自薦、他薦を問わず、別紙様式により校長に推薦するものとする。なお、前条各号に規定する表彰基準に基づき、過去5年以内に表彰を受けた者は、原則として、同一内容による推薦を行うことはできない。

(被表彰者の決定)

第4条 表彰を受ける者は、企画会議で選考のうえ運営委員会に諮り、校長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

(事務)

第6条 この規則に関する事務は、総務課人事係において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年2月27日から施行する。
- 2 平成18年1月25日制定の和歌山工業高等専門学校教員表彰規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年11月24日から施行する。
- 2 平成31年2月27日制定の和歌山工業高等専門学校教職員表彰基準は、廃止する。

別紙様式

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

推薦者所属氏名

教職員表彰者の推薦について

和歌山工業高等専門学校教職員表彰規則第3条の規定に基づき、下記の者を教職員表彰者の候補者として推薦します。

記

氏 名			
所 属		職 名	
「教職員表彰者」としての功績概要			
規則の 該当条項	教職員表彰規則 第2条 第 ( ) 号		
推薦理由			